# Japan tax alert

EY税理士法人

ドイツ政府、COVID-19に 対応する追加の経済対策 を発表

#### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

2020年6月3日、ドイツ政府は、総額1,300億ユーロの大規模な経済対策について合意しました。経済対策には合計で57のさまざまな措置が含まれており、COVID-19危機の経済的影響をさらに軽減するために短期間の内に経済の活性化を図ることを目的としています。経済対策はまもなく議会で審議に付される予定です。

経済対策には、いくつかの税に関連する措置に加えて、税以外のさまざまな措置も含まれています。たとえば、再生可能エネルギー賦課金(EEG-Umlage)の削減、社会保障拠出金の安定化、中小企業向けのつなぎ融資、さらなるイノベーションプレミアム(自家用および環境自動車の生産)などが挙げられています。

提案されている税に関連する措置の主な概要は次のとおりです。

## 付加価値税(VAT)の税率引き下げ

2020年7月1日から2020年12月31日までの期間、VATの税率が一時的に19%から16%に引き下げられます(VAT軽減税率が適用される各種サービスについてはそれぞれ7%から5%に引き下げられます)。この一時的な引き下げに際して、企業はいくつかの管理上の課題を考慮する必要があります。たとえば、税率の引き下げに伴うITシステムにおける請求書の調整などです。さらに、仕入VATの全額還付を受ける権利がない企業は、商品の取得/サービスの受領をこの減税期間に繰り延べることが考えられます。



## 欠損金繰り戻しの拡大

2020年および2021年の損失については、欠損金繰り戻しの 最大額が一時的に100万ユーロから500万ユーロに増加しま す(合算申告の場合は1,000万ユーロ)。即効性を高める ため、2019年の税務申告において、2020年の欠損金に対し コロナ引当金を認識することが認められます。引当金は遅くと も2022年末までに解消される必要があります。2021年の損 失の欠損金繰り戻しについては、今のところコロナ引当金は 想定されていません。

## 加速減価償却

2020年度および2021年度の一時的な加速減価償却が、 移動可能な固定資産について年間25%の割合で認められます (現在の定額法減価償却率の2.5倍に制限されます)。

## パートナーシップ課税の近代化

パートナーシップでは不透明な課税を選択することが出来る 様になります。つまり、営業税に加えて、パートナーレベルでの 所得税の代わりに、パートナーシップレベルでの法人所得税も 課税されます(パートナーシップの「チェック・ザ・ボックス |オプ ション)。さらに、個人レベルで、営業税の対象となる所得に課 される所得税に対して控除できる営業税の最大額が、関連 する係数を3.8から4.0に引き上げることによって増額されます。

#### 研究開発(R&D)に対する税額控除

R&Dへの投資を促進するため、2020年1月1日から2025年 12月31日までの期間、R&D税額控除の対象となる基礎額 は2倍の400万ユーロになり、年間で最大100万ユーロまで R&D税額控除が受けられる可能性が生じます。

#### 輸入売上税の期限の延長

輸入売上税の期限が翌月26日まで延長されます。企業は、 毎月のVAT申告で輸入売上税を直接相殺する解決策を要求 しましたが、現在の規定では、企業は、依然として輸入売上税 を前払いする必要があり、VAT申告で還付を請求します。ただし、 還付までの期間は短くなります。

#### 営業税の戻し入れ(add-backs)

仲介者(または報告対象アレンジメントを開示する義務が他者 営業税法(TTA)第8条第1項に基づく営業税上の加算処理の 免除が、10万ユーロから20万ユーロに引き上げられます。 この変更は恒久的であり、特定の期間だけではありません。

# 児童手当一時金とひとり親のための給付金額の 増加

児童手当の対象となる子供1人あたり、家族は300ユーロの 一時給付金を受け取り、年次税務申告書の中で児童手当と同 様に扱われます。一時給付金の支払日はまだ発表されていま せん。さらに、ひとり親に対する給付金の額が一時的に大幅に 引き上げられ、2020年と2021年は年間1,908ユーロから 4,000ユーロになります。

## 自動車税

2021年1月1日から、新規に登録された車の自動車税の課税 標準額は、CO2の排出量に基づいて設定されます。さらに、 電気自動車に対する自動車税の免除は、2025年12月31日 から2030年12月31日まで延長されます。

## 社用電気自動車の課税

福利厚生制度の下で優遇課税の対象となる社用電気自動車 の最大価額が4万ユーロから6万ユーロに引き上げられます。

## デジタル資産の減価償却

デジタル資産の長期減価償却が検討されています。詳細に ついてはまだ協議中です。

経済対策は広範囲に及び、税に関連する景気刺激策も含まれ ていますが、企業や経済学者によって提起されたいくつかの 問題は考慮されていません(たとえば、企業やパートナーシップ に対する課税のさらなる緩和、連帯付加税の完全撤廃、低品 質製品の閾値の引き上げなど)。

経済対策は、7月に始まるドイツ議会の夏季休会の前に、迅速 化した立法プロセスで可決されることが期待されています。 連邦州が修正を要求したり、追加の要求をしたりした場合は、 経済対策の条件を再び協議する必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

野本 誠 パートナー 太田 光範 アソシエートディレクター Gerald Lies シニアマネージャー

makoto.nomoto@jp.ey.com mitsunori.ota@jp.ey.com gerald.lies@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



#### @EY TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダー です。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私 たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そう することで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複 数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グ ローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人 情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey. com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編 や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各 国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と 税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧く ださい。

© 2020 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200619

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具 体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### www.eytax.jp